



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

アジア

2017年12月12日

格上げ、好調フィリピン経済の次を見る

経済成長などを背景にフィリピンはフィッチにより格上げされました。格上げの理由などを見ると、フィリピンの経済、財政状況は順調と見込まれており、アジアでは既に利上げした韓国の後を受け、利上げに近い国と見えています。

フィリピン格付け：好調な経済成長を受け BBB-からBBBに格上げ、見通し「安定的」

格付け会社フィッチ・レーティングス(フィッチ)は、2017年12月10日にフィリピンの長期債並びに発行体デフォルト格付け(共に自国通貨建て、外貨建て)をBBB-からBBBへ格上げしました。見通しは安定的(ステーブル)としています。フィッチは声明で、健全な政策に支えられ、フィリピンの高い経済成長率が続く可能性があるとしており、経済成長率について18年、19年は共に6.8%を予想すると述べています。

どこに注目すべきか：

格付け、経済成長、経常収支、原油価格

経済成長などを背景にフィリピンはフィッチにより格上げされました。格上げの理由などを見ると、フィリピンの経済、財政状況は順調と見込まれています。アジアでは既に利上げした韓国の後を受け、利上げに近い国と見えています。

フィリピンが格上げされた理由を振り返ると、経済ファンダメンタルズ(基礎的条件)の改善があげられます。

例えば、経済成長見通しは7%近い成長率が予想されています。フィッチが予想するフィリピンの2018、19年のGDP(国内総生産)成長率は共に6.8%です。フィリピンの足元の成長率は前年同期比6.9%でした(図表1参照)。現在のフィリピンの堅調な成長率が今後も続くという想定です。背景として政府の公共投資計画に基づくインフラ支出拡大が成長を下支えすると見込んでいます。

財政状況も改善が期待されています。例えば、フィリピンの債務残高対GDP(国内総生産)比率は17年末で34%程度になると見込まれており、BBB格の同比率の平均である41.1%を下回ることが想定されています。

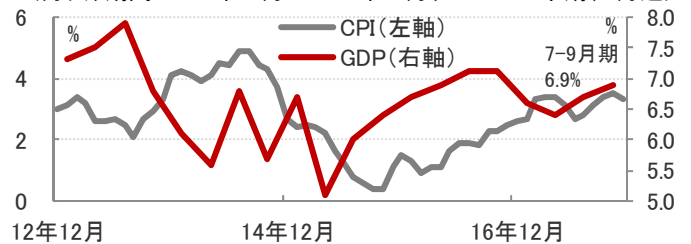
インフレ率も安定的で、消費者物価指数(CPI)の変化率は前年比2~4%程度と、フィリピン中銀のインフレ目標(3%±1%)に沿った動きが見込まれています。

一方で、懸念をあげれば経常収支が15年後半頃から軟調で(図表2参照)、フィッチは18、19年も同様の傾向が続くと見て

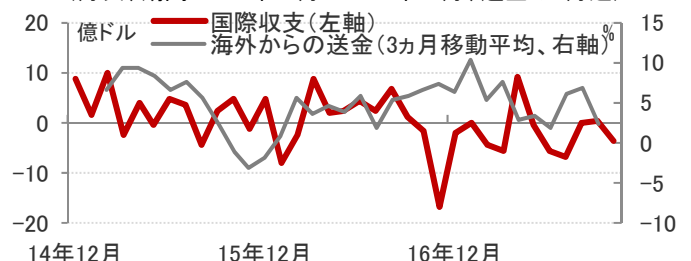
います。ただ、経常収支の変動は対GDPで0.5%以内に収まるとフィッチは見ていること、海外からの送金が堅調で経常収支を改善する動きが期待されることから、過度の懸念は必要ないと思われます。

また、フィッチの声明にはありませんがフィリピン経済の弱点として石油輸入依存の高さから、原油価格上昇に対して脆弱なこともあげられます。そのため、原油価格のコントロールは不可としても、通貨ペソ安は回避の意向が強いと思われます。今週後半、欧米の金融政策会合に重なり目立たないのですが、フィリピンも14日に金融政策会合を開催します。市場では政策金利が3.00%で据置かれるとの見通しが大半となっています。インフレ率を見れば、今回、据え置きの可能性が高いとは思われますが、他の要因に注目すると、フィリピンはアジアで利上げに近い国と思われれます。

図表1：フィリピンのGDP成長率とCPI(前年比)の推移
(月次、期間：2012年12月～2017年11月、GDPは四半期、9月迄)



図表2：フィリピンの国際収支と海外からの送金の推移
(月次、期間：2014年12月～2017年11月、送金は9月迄)



出所：ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。